

図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する検討について、ご意見を募集します

2020年9月10日

著作権委員会

著作権法は2018年と2020年に改正され、デジタル化・ネットワーク化が進む社会状況へ対応する整備が進んでいます。なかでも、コロナ禍による図書館の休館や外出制限等をうけて、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に早急に対応すべきとの見解が知的財産戦略本部で決定(参考1)され、8月からワーキングチームで審議されています(参考2)。

今回の審議では、デジタル化・ネットワーク化への対応に加え「一部分」要件の取り扱い、インターネット上の情報のプリントアウト、利用者による図書館資料の複製と私的使用目的の複製との関係などについて検討が行われます。

(参考1) 知的財産推進計画2020(知的財産戦略本部、2020年5月27日)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

(参考2) 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan\\_working\\_team/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/)

著作権委員会では、本件に関して専門図書館の声を広く募集します。ご意見がございましたら、『お問い合わせ』から、お問い合わせ種別を「著作権関連」として、「お問い合わせ内容」に記載をお願いします。